

広島県肝疾患患者フォローアップシステム

1 制度の目的

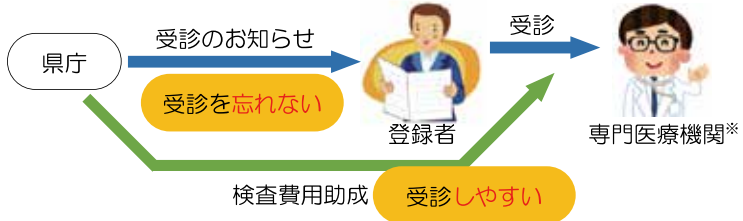
B型・C型肝炎に感染した方を早期治療につなげ、重症化を予防するためのシステムです。2013年4月1日から広島県が運営しています。

2 概要

住民票が広島県内にあり、肝炎ウイルス検査でHBVまたはHCV陽性と判定された方（通院中の方も含みます）が登録できます。

登録者に次の支援を行います。

- ・検査費用の助成（要件あり。55ページ参照）
- ・治療や講演会に関する情報提供
- ・年1回、受診に関するお知らせの送付



※医療費助成の専門医療機関とは異なります。

専門医療機関一覧はホームページ（右図からご覧いただけます）を確認するか、お問合せください。



専門医療機関への受診が一定期間確認できない登録者に対しては、お住まいの市町や県から連絡し、状況を伺ったり受診のご案内をしたりすることがあります。

また、このシステムの登録内容は、受診動向や長期経過を把握し県における肝炎対策へ反映させるために活用しますが、個人情報が入り込まない形で活用します。

3 登録するための手続きなど

(1) 新規登録

まずは同意書と受診調査票を県庁や県保健所（支所）などで受け取ってください。それらを持って専門医療機関を受診すると登録は完了です。

(2) 登録更新


新規登録した翌年度以降も、受診調査票を持って専門医療機関を受診してください。受診調査票を持って受診するだけで、登録更新ができます。登録更新をもって、受診していることの確認とします。

登録更新しなくてもシステムから抹消されませんが、状況確認や受診のご案内の連絡を市町や県からすることがあります。

(3) その他の手続き

手続きの種類	申請・届出書類
登録情報の変更(氏名、住所など)	別記様式第3号 変更届
登録の辞退	別記様式第4号 辞退届

必要な様式は県ホームページからダウンロードできます。

広島県 フォローアップシステム 



システムへの登録は任意です。登録しなくても、お住まいの市町や県保健所（支所）の保健師などによる相談・支援が受けられます。

フォローアップシステムのお問合せ先

県庁薬務課肝炎対策グループ（☎082-513-3078）

県保健所（支所）（68 ページ参照）